### 豊中市上下水道局有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局(以下「上下水道局」という。)が発行する印刷物等に掲載する有料広告(以下「広告」という。)の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

- 第2条 広告を掲載する印刷物等は、次に掲げるものとする。
- (1) 水道メーター検針時に発行する「水道使用水量等のお知らせ」(以下「検針票」という。)
- (2) 上下水道局広報誌「とよなかの上下水道」(以下「広報誌」という。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。) が広告媒体として適当と認めるもの

(広告の掲載基準)

- 第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、取扱わないものとする。
- (1) 法令に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反する内容のもの

(5)

公職の候補者(当該候補者となろうとする者及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者を含む。)を推薦し、支持し、又はこれに反対するもの

- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 個人の氏名広告にあたるもの
- (8) その他上下水道局が発行する印刷物等の広告として適当でないと管理者が認めるもの

(広告の掲載順位)

- 第4条 広告の掲載申込みが重複した場合、掲載する広告の順位は、次のとおりとする。
- (1) 国、独立行政法人及び地方公共団体その他公共団体
- (2) 私企業のうち公共性の強いもの
  - ア. 電気又はガス供給、電信電話、旅客運輸、新聞、放送等
  - イ. 市内に本店又は支店を有する銀行、信用組合、信用金庫、農業協同組合等
- (3) 市内の商店街、市場、専門店の連合体

- (4) 市内の商店、事業所等
- (5) 市内で活動する公益法人、各種市民団体
- (6) その他の掲載基準を満たす広告

(広告の掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置、規格、刷色は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の募集)

第6条 広告の募集は、上下水道局から委託を受けた広告代理店を介して行う。ただし、 管理者が認めるときは、直接募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載しようとする広告 の見本を添えて広告代理店に提出し、広告代理店は広告掲載申込書(別記様式第1号) を管理者に提出しなければならない。

(委員会)

- 第8条 前条に規定する広告内容の審査を行うため、豊中市上下水道事業広告審査委員会 (以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、委員長、副委員長、委員で組織する。
- 3 委員長は管理者、副委員長は委員長が任命した者、委員は課長級以上の職にある者を もって充てる。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めたときは、関係者を出席させることができる。
- 7 委員会の庶務は、経営企画課にて行う。

(広告掲載の決定)

- 第9条 委員会は、第7条の規定による申込みがあったときは、第3条に基づき広告内容 を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 2 前項に規定する広告掲載の可否決定を行うにあたり、同一広告掲載位置に、第4条の掲載順位を同じにする複数の申込みがあったときは、抽選により決定するものとする。
- 3 前2項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果について広告掲載・非掲載決定通知書(別記様式第2号)により、速やかに広告代理店に通知するものとする。この場合において、広告内容の補正等の条件を付すことができる。

(広告の掲載期間等)

- 第10条 広告掲載期間又は単位は、別表第2のとおりとする。ただし、広告掲載時期は、 管理者が指定する。
- 2 広告代理店は、管理者が発行する納付書により、当該納付書発行日から起算して30 日以内に、広告掲載料を納入しなければならない。

(原稿の提出)

- 第11条 広告代理店は、管理者の指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を上下水道局に提出するものとする。
- 2 提出する版下原稿は、管理者の指定する仕様とする。
- 3 前2項の版下原稿の作成に要する経費は、広告主又は広告代理店の負担とする。

(広告代理店の責任)

第12条 広告の内容に関する責任は、広告代理店が負うものとする。

(広告掲載料の不環付)

第13条 納入された広告掲載料は還付しない。ただし、上下水道局の都合により広告の 掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

- 第14条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条の規定による広告掲載を可とする決定を取消すことができる。
- (1) 広告代理店が、管理者の指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、又は 広告掲載料を納入しなかったとき。
- (2) 広告代理店から提出された版下原稿が第3条の規定に反するとき。
- (3) 広告代理店が、虚偽の申込みをしたとき。
- (4) その他印刷物等の編集発行上支障が生じたとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附則

この要綱は、平成17年2月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年3月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年 3月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年 7月11日から施行する。 附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成31年 4月26日から実施する。

## 別表第1 (第5条関係)

印刷物等の種別	掲載位置	規格	刷 色
検針票	裏面	検1号	単色
		縦192mm×横74mm	(色指定不可)
		検2号	
		縦 92mm×横74mm	
広報誌	2面及び3面最下段	広1号	フルカラー
		縦64mm×横192mm	
		広2号	
		縦64mm×横 92mm	

## 別表第2 (第10条関係)

規格	広告掲載期間又は単位
検1号	6 か月
検2号	6 か月
広1号	発行1回あたり
広2号	発行1回あたり

# 広告掲載申込書

年 月 日

(あて先)

豊中市上下水道事業管理者

広告代理店

代表者

豊中市上下水道局有料広告掲載の取扱いに関する要綱第7条の規定に基づき、下記のと おり申込みます。

記

- 1. 広告の内容(趣旨)
- 2. 広告主

住		所	
氏名又	ては名	名称	
代 表	者	名	
			TEL
連	絡	先	FAX
			(担当者氏名)

- 3. 広告を掲載する印刷物等の種別 (番号を○で囲んでください)
- (1) 検針票 (2) 広報誌 (3) その他
- 4. 申込む広告の規格(番号を○で囲んでください)
  - (1) 検1号 (2) 検2号 (3) 広1号 (4) 広2号 (5) その他
- 5. 広告原稿

別添のとおり

 豊水経 第
 号

 年
 月
 日

 (
 年)

広告代理店 代 表 者

様

豊中市上下水道事業管理者

# 広告掲載・非掲載決定通知書

広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定区分	<ul><li>□ 掲載することに決定しました。</li><li>□ 掲載しないことに決定しました。</li><li>(理 由)</li></ul>
2. 広告の規格	□ 検1号 □ 検2号 □ 広1号 □ 広2号 □ その他( )
3. 広告掲載印刷物	<ul><li>□ 検針票</li><li>□ 局広報誌「とよなかの上下水道」(No. )</li><li>□ その他 ( )</li></ul>
4. 広告掲載料	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
5. 備 考	<ul><li>(1)指定する期限までに広告のデジタルデータを提出してください。</li><li>(2)広告掲載料を所定の納付書によりお支払ください。</li><li>(3)その他担当職員の指示に従ってください。</li></ul>